



民事訴訟記録を永久保存に！

第3回 薬害ヤコブ病事件

会員 石川 順子 (37 期)

発症すると感染性の病原体異常プリオンに脳が冒されて急激に萎縮し、認知機能も運動機能も失われる。治療はなく、多くの人が2年ほどで確実に死に至ってしまう。ドイツの製薬会社が、ずさんな工程により異常プリオンが付着した医療材料ヒト乾燥硬膜「ライオデュラ」を製造、販売し、1973年7月、厚生省（当時）がその輸入を承認し、脳神経外科手術で頭蓋内に移植された人が、異常プリオンに脳を冒されてしまった。薬害ヤコブ病事件である。1987年、アメリカでは、ライオデュラによる薬害ヤコブ病の第1症例が報告されるや直ちにその危険性を伝える警告が発せられ、その情報は日本の厚生省下の複数の機関に届いていたが、厚生省は何の措置もとらず、約10年後、1997年3月になってやっと緊急安全性情報によりヒト乾燥硬膜の使用を禁止した。前年、滋賀県で発症した被害者1名が天津地裁に提訴した。続いて関東地方の発症者の情報がよせられた。天津弁護士と東京弁護士が結成され、その後、日本脳神経外科学会の協力もあって全国各地に被害者がいることが判明していく。

和解所見から、判決によらずに解決へ

1997年9月、薬害ヤコブ病で妻を亡くした男性が、国、日本での販売会社等を相手取り、東京地裁に損害賠償請求訴訟を起こし（平成9年（ワ）第19068号）、その後、ドイツの製薬会社も訴えた。外国企業を被告とする訴訟の管轄が日本の裁判所にあるか明確でなかった改正前民訴法の当時としては挑戦的だったが、認められて併合された。

この事件は、わが国の司法、行政、立法のすべての場で大きな成果を得て全面的解決にいたるが、その出発点となったのが、2001年11月の東京地裁と天津地裁による和解所見であった。東京地裁の所見は、

製薬会社が負う救済責任は極めて重大とし、国に対しても1987年以降ライオデュラ移植による薬害ヤコブ病発症防止措置をとるべき根拠となる医学的知見を認識したといえる状態であったのに有効な対策を何ら講じなかったとし、被告企業とともに被害者救済の責任を果たすべきであると指摘した。これにより、2002年3月25日、患者数で東京9名、天津11名について国と企業が被害者に和解金を支払う和解が成立した。その後追加提訴により東京訴訟の原告は83名、天津訴訟の原告は57名にのぼった。

原被告間では、その後発症する患者の救済ルールを協定し、和解が成立していった。行政では、医療体制の整備、患者・家族が設立するサポートネットワークに対する支援、薬害ヤコブ病発症に関する情報の患者・家族への提供などがなされることとなった。立法では、ヒト動物由来製品の感染作用による健康被害につき、医薬品副作用による場合と同様の給付を行うよう独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の制定がなされた。

和解事件の訴訟記録の保存

和解調書には和解条項が書かれているだけで、訴訟の過程で何が明らかになったかは何も書かれていない。訴訟記録には、被害者家族が訴えた命と健康の被害のみならず、死をもたらす感染病の患者への差別の実態、多数の医学的知見や情報を物語る書証、弁護士が心血を注いで書き上げた「被告国の責任」の主張書面、国申請証人の脳神経外科医が「痛恨の事件であった。安全性については国が第1次的に責任を負っている」と語る尋問調書もある。画期的な和解所見と和解成立はこれらの記録の上にあるのだ。だからこそ、これらの訴訟記録が歴史的資料として永久保存される意義は大きい。